

秋田県循環器病対策推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号）第11条に規定する都道府県計画である「秋田県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）の策定、推進等に関し、必要な事項を調査審議するため、「秋田県循環器病対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- （1）計画の策定及び変更に関すること。
- （2）計画の進捗及び評価に関すること。
- （3）その他循環器病対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、秋田県健康福祉部長（以下「部長」という。）が任命する。

- （1）循環器病患者及び循環器病患者であった者又はこれらの者の家族・遺族を代表する者
- （2）救急業務に従事する者
- （3）循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- （4）学識経験のある者
- （5）その他循環器病対策の推進に関し、部長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、前2項中「委員」とあるのは「委員（代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（部会）

第7条 協議会に、より専門的な事項を調査審議するため、部会を設置する。

2 部会は、「循環器病予防・知識啓発部会」、「脳卒中医療連携体制部会」及び「心疾患医療連携体制部会」とし、必要に応じて、協議会の議決により、これら以外の部会を置くことができる。

3 部会の委員は、部長が任命する。

4 部会に座長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

5 前2項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、各部会の要領で定める。

6 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

（委任事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。